

令和2年度第1回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 令和2年6月12日（金） 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）堀内寿人、原敏、市川由美、松本成輔

（事務局）行政経営管理課 保坂課長、宮下総括課長補佐、文書・情報公開担当（4人）

市町村課 行政選挙担当（2人）

財産管理課 庁舎管理担当（2人）

子育て政策課 土屋課長、母子保健担当（2人）、オブザーバー（2人）

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について

・住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務について（市町村課）

(2) 個人情報の取り扱いに関する例外事項の適用について

・公用車へのドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外からの取得について（財産管理課）

・子どもの死亡登録検証事務に伴う個人情報の本人以外からの取得等について（子育て政策課）

(3) 令和元年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について

6 議事の概要

(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について

（議長）

特定個人情報保護評価書のうち、全項目評価については、見直しにより重要な変更をした場合は、当審議会による第三者点検を行うこととなっている。

事務局である市町村課から説明をお願いする。

—市町村課が入室—

（市町村課）

—資料1及び評価書により説明—

（委員）

昨年度の研修の受講率は100%となっているのか。

（市町村課）

4名が受講をしていない。

（委員）

受講していないのなら、どういう理由で受講を行っていないのか。

当日研修に参加できなかった人には研修資料を配付し、アンケートで実施を確認したとのことだが、アンケートで読んだかどうか確認しただけか。

(市町村課)

アンケートについては、研修の結果を確認する意味も含めて、研修資料を読んでいないとわからない設問を用意して、それに答えてもらう形をとっている。

未受講者4名の内訳は、2名が育休中、1名が休職中、残りの1名は何かしらの理由をつけて受講していない。

(委員)

休職中の職員の操作権限は停止していないのか。

(市町村課)

年度途中で休職になってしまった職員については操作権限を停止していない。

(委員)

停止しないとよくない。職務についていないのに権限があるということになる。それは県のセキュリティポリシーに違反してしまうので、しっかりとやってほしい。

あと、何かと理由をつけて受講しないという行為は違反行為だと思うので、直ちに権限停止ぐらいの対応をしてもらいたい。それを許したらみんな同じことをする。

(議長)

今の指摘については、運用の中での扱いだと思うので、しっかりと対応してもらいたい。

その他の見直しの部分については、審議会としてはこれを認めるということによろしいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、答申案については、会長に一任していただくということによろしいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、本案件は、これで終了とする。

—市町村課が退室—

(2) 個人情報の取り扱いに関する例外事項の適用について

(議長)

次に、個人情報の取り扱いに関する例外事項の適用について、事務局から説明をお願いします。

(行政経営管理課)

—資料2～資料2-3により説明—

詳細については、担当の財産管理課及び子育て政策課から説明する。

(2)-i 公用車へのドライブレコーダーの設置に伴う個人情報の本人以外からの取得について

(議長)

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置について、財産管理課から説明をお願いします。

—財産管理課が入室—

(財産管理課)

—資料3により説明—

(議長)

ただいまの説明について、何か意見・質問はあるか。

(委員)

公用車には将来的に自転車を含めることになるか。

(財産管理課)

県では公用自転車を5台保有しているが、現状はドライブレコーダーの設置はしていない。

(委員)

現状はないと思うが、自転車の事故も近年増えている。そういった中、将来的に自転車にドライブレコーダーを設置することもありうると思うがどうか。

(財産管理課)

自転車ではなく、自動二輪車用のドライブレコーダーというものがあるが、費用対効果を含めて検討しなければならないと思う。

今、実際に県庁に公用自転車というものがあるが、それは新車として購入したものではなく、廃棄処分予定のものを修理して使っている状況。そのような自転車にこれからドライブレコーダーを装着するかというと、検討課題の一つとなる。

現時点では、保険自体は加入しているので、万が一、公務で相手にけがをさせたり、物を壊してしまった場合には、県で対応できるようになっている。

(委員)

自転車も公用車の扱いか。

(財産管理課)

庁用自動車管理規則というものもあるが、あくまで自動車ということで規定しており、自転車はこの規則の中に入っていない。

(議長)

公用自転車については、参考意見として何うということよろしいか。

(委員)

はい。

(委員)

今回、個人情報をも本人以外から取得するということで意見聴取を求めているが、取得した情報を保険会社とかに提供することは、第三者提供にならないか。

そうであるのなら、第三者提供に関する意見聴取も併せて行わなければならないのではないか。

今回の類型は、捜査機関や保険会社、交通事故の相手方とかに提供するのであれば、第三者提供に該当すると思う。そうすると個人情報の取得の意見聴取とは別に第三者提供の意見聴取が必要と考えるがどうか。

(行政経営管理課)

第三者に提供することは、当初の利用目的に含まれていると考えているため、目的外利用には当たらないと考えている。

(委員)

目的外だろうと目的内だろうと第三者提供になる。そして取得の根拠となる条文と提供の根拠となる条文が別々にある。

(議長)

提供目的も含めた個人情報の取得ということか。

(行政経営管理課)

そのように考えている。

(議長)

交通事故であっても、犯罪行為になる場合とならない場合がある。犯罪行為となった場合に警察に提供するというのはありうると思うが、そのときに条例をみると、個人情報保護条例第10条第2項第7第6号に「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」のため第三者提供できるとあるが、こちらとのすみ分けはどのようになっているのか。

(行政経営管理課)

交通事故に伴う情報提供については、今回の例外事項として取り扱いをさせていただき、たまたま犯罪がドライブレコーダーに写っていた場合には、ご指摘の規定に基づき取り扱いをしていく。

(委員)

第三者に渡した先がしっかりと個人情報を取り扱ってくれるかが問題。そのところを書面等で宣言してもらわないと、危なくて渡すことができない。

交通事故の相手方がデータを受け取ったものを、その他の人に渡してしまったとなると情報の流出が止められなくなる。提供するときにこういうことには使わないでくださいと宣言してもらわないと危なくて渡すことができない。申し送り事項のようなことをやっておかないと怖い。

目的内ならいいが目的外に使われたら大変なことになる。第三者が目的外利用するかどうかは別の話。提供するときに宣誓してもらわないと危ない。

(行政経営管理課)

個人情報保護条例第10条の個人情報の目的外利用・提供の制限の中で、「法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除き」提供ができないとなっているので、基本的に、ドライブレコーダーで取得した画像等は、例えば、裁判所からの提出命令とか裁判の中での弁護士法に基づく照会とか、法令に規定に基づく場合を原則とするので、基本的には法令の規定以外に目的外の利用というのは想定していない。

(委員)

そういうことだと思う。

ドライブレコーダーの中に証拠となる画像があり、弁護士がそれをほしいといったときには23条照会(弁護士照会)を出す。その場合、情報を持っている方は、法令の適用に該当する場合という例外事由と解釈をして情報を出してくれる。そういうことを考えれば、資料3の6にある「個人情報の提供先」という項目は削除した方がよい。

個人情報を入手すること自体はよいが、基本的に条例の条文で以外提供しないということ。

あらかじめ「情報の提供先」が取得の目的に含まれているという解釈は根拠条文が違うので難しいのではないかと。第三者提供を取得の中に包括的に認めるということであれば、それは別の審議が必要となる。

(議長)

捜査機関による提供依頼はわかりやすいが、例えば保険会社がドライブレコーダーの画像を提供してもらいたいといった場合はどうなるのか。

(行政経営管理課)

受任の弁護士による請求など、法令に基づくものであれば提供するが、それ以外については、原則的に提供の予定はしていない。

資料3の「個人情報の提供先」と「提供方法」については削除することとしたい。

(委員)

資料3の4の「本人以外から取得使用とする個人情報」の中に「撮影場所」とあるが、ドライブレコーダーにGPSが付いているのか。

(財産管理課)

現状は付いていないが、GPSが付いている機種も販売されているので、将来的にそういったものが標準になることを想定してそのように記載している。

(委員)

それなら「撮影場所」ではなく、「位置情報」という書き方のほうがよいのでは。

(議長)

「位置情報」とするということによろしいか。

(財産管理課)

はい。

(議長)

他に意見はないか。

—意見なし—

(議長)

それでは、本件については、これを実施することについて支障なしとする。

—財産管理課が退室—

(2)-ii 子どもの死亡登録検証事務に伴う個人情報の本人以外からの取得等について

(議長)

次に、子どもの死亡登録検証事務について、子育て政策課から説明をお願いします。

—子育て政策課が入室—

(子育て政策課)

—資料4～4-5, 追加資料により説明—

(議長)

ただいまの説明について、何か意見・質問はあるか。

(委員)

資料4のポンチ絵の中で、各病院が取得した個人情報、おそらくご家族から取得することになると思うが、その情報を死亡小票という形で保健所が国に出す法的な根拠はあるのか。

また、その情報を山梨医大附属病院へ出せるのか。出すためには別の法規制が必要ではないか。

(子育て政策課)

死亡小票については、保健所の前に市町村があり、市町村から情報が上がってくる。これについては、戸籍法の中で保健所に出すことが規定されている。また、保健所から厚生労働省に提出するというのも戸籍法の中で規定されている。

死亡小票については、そのような流れの中で、18歳未満の方の死亡小票を保健所に洗い出してもらい、県庁に提出してもらおう。

(委員)

保健所から山梨医大附属病院に出すという点はどうか。

(子育て政策課)

保健所から山梨医大附属病院に出すのではなく、保健所から県庁に出す流れとなる。

(委員)

それは保健所の第三者提供にならないか。

(子育て政策課)

本来、戸籍法による利用というのは、今回の事務とは違う範囲となる。そのため、目的外利用の承認を厚生労働省に得ていくこととなっている。

(委員)

情報を提供する病院については、県立病院もあれば私立病院もあるし、小さいクリニックもある。そこから山梨医大附属病院への第三者提供はどのような扱いとなっているのか。

それぞれの病院がご遺族に同意を得て情報を得るということか。

先ほど説明があったように、何らかの理由でご遺族に御協力いただけない場合は、死亡小票以上の情報が出てこなくなるので、その部分をシステムの中で構築しなくてはいけないのではないか。

そうすると、それを個人情報保護法の例外事項の中でどのように位置づけていくのかが問題となる。このままだと病院に問い合わせてもこれ以上情報を提供できないと言われる。

県の方で条例の例外事項として認めても、末端から情報が集まらない状態となる。そこをどのように考えているのか。

(子育て政策課)

ご指摘のとおり、病院やいろいろな機関の協力が得られないと情報が集まらないということになるので、この事業でもう一つ大切な点は県内関係機関への啓発ということになる。

それに関しては、昨年からの県の事業として勉強会も立ち上がっており、新型コロナウイルスの影響で残念ながら講演会などが予定通り進んでいないところがあるが、現在、医師に対する事業の説明も並行して進めていくところ。

(委員)

よくわかった。全部まとめて構築するのは時間がかかって大変だと思う。できるところからやっていくということで理解した。

(委員)

この事業については、非常に重要な事業だと思う。子どもの尊い命の死を少しでも減らすという観点からは非常によいと思う。そのためには個人情報の取得というのは不可欠だと思う。

本県が全国に先駆けてこの事業を実施するとあるが、本県が先駆けて取り組む主な理由は何か。

(子育て政策課)

成育基本法の成立前に、国を中心に研究費を使いながら民間の方々が調査研究をして、報告書なども出していたのだが、その研究の中のメンバーに山梨県の大学の方が加わっていたということで、県としても先に取り組みやすい環境にあったということ。

あと、山梨県は、年間の子どもの死亡数が30数例という中で、全国に先駆けて政策的に取り組むには、比較的やりやすい規模であったということ。

また、本県は「子育てしやすさ日本一」という中で、子どもに関する施策に力を入れており、予防可能な子どもの死亡を減らしていくということに、知事も就任当初から積極的に取り組みたいという意向も反映されている。

(委員)

資料4-1のポンチ絵に山梨医大附属病院から県庁への情報提出はあるが、県庁からの情報提供の依頼がない。これはCDR関係機関連絡調整会議からの依頼なのか。

(子育て政策課)

CDR関係機関連絡調整会議は、この事業全体を進めるために関係機関の理解を深めてもらう

ことを目的とした会議。

(委員)

県庁から山梨医大附属病院への矢印がないということは、保健所から来る情報は山梨医大附属病院へ行ってはいけないということになる。提供するなら第三者提供になる。

あと、多機関検証委員会とかCDR関係機関連絡調整会議もそうだが、これは個人情報取扱事務として登録してあるのかどうか。

先ほどのように情報の収集と提供を分けて考えないといけない。資料4の5「その他」にある取り扱いに関する話は事務の話で、収集してよいかという話とは関係がない。

個人情報取扱事務として登録されているのなら、県のルールに則って処理されていないといけないことになるので、ここに書いておかなければならない。もし登録していないということであれば、そもそも個人情報の取得はできない。

(子育て政策課)

個々の事例については会議に集まってくるそれぞれのメンバーは情報をもって議論をしているので名前が出ていなくても個人を想定した会議となるが、多機関検証委員会やCDR関係機関連絡調整会議では個別検証を経た上での審議する情報が提供される会議になるので、その段階では個人情報は切り離されて提供されることになる。

ポンチ絵はわかりづらくなっているが、厚生労働省からの資料がこのようにコアメンバー会議と全体会議を併せて多機関検証委員会となっているが、コアメンバー会議というのは個々の事例に関する検証会議、コアメンバー会議の検証を受けた上でさまざまな領域の人が集まって予防可能性に関する検討を進めるのが多機関検証委員会。

(委員)

コアメンバー会議には個人情報が行くのか。

(子育て政策課)

個人情報が行くこととなる。

(委員)

コアメンバー会議の事務が個人情報取扱事務として登録されていないければ、よくないのではないか。

(子育て政策課)

コアメンバー会議自体はまだ動き出していないので、その手続きはとっていない。

(議長)

他に意見や質問がなければ、意見の集約をしたい。

それでは、この事務を実施するに当たっては、支障なしということによろしいか。

—異議なし—

(議長)

異議なしということで、審議会としてはこのとおり承認することとする。

—子育て政策課が退室—

(3) 令和元年度個人情報保護条例の施行状況について

(議長)

次に、令和元年度個人情報保護条例の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

(行政経営管理課)

—資料5により説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か、質問・意見等はあるか。

—意見なし—

(議長)

今後とも、引き続き、本制度の円滑な施行に努めるようお願いする。

その他、事務局から何かあるか。

(事務局)

特になし。

(議長)

それでは、以上をもって本日の議事を終了する。

以上